

令和2年度 事業計画

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月 31日

公益社団法人 石川県バス協会

はじめに

我が国経済は、長期にわたり緩やかな回復傾向が続いており、有効求人倍率は全国的に高水準で推移しているものの、先行きの不透明感が増している。

このような状況下、新型コロナウイルス感染が内外に与える影響が懸念されており、バス業界においても必要な資材の確保や需要の大幅な減少で急速に悪化する経営への支援等緊急的な対応が求められている。

バス事業については、乗合バス事業は、大都市部を中心に堅調に推移しているものの、地方部では過疎化の進展等を背景に依然厳しい経営状況が続いており、生活交通の確保は地域の重要な課題となっており、制度面等で地方バス路線の運営が確保されるよう努めることが重要である。

一方、貸切バス事業は、各種課題を抱えながら健全な経営基盤の構築に向けて、新運賃・料金制度の定着などの取組が進められている中で、まずは新型コロナウイルス感染の影響による経営悪化への緊急的な対応を急ぎ、次に落ち込んだ需要の回復、拡大に向けて関係業界とともに取り組む必要がある。

また、インバウンドの振興、バリアフリー対策の推進についても、バス業界として着実に取り組む必要がある。加えて乗合バス、貸切バスともに運転者不足の問題を抱えており、その対策が急務であることから、運転者確保の取組を進めるとともに、働き方改革への対応に引き続き取り組む必要がある。働き方改革の実現に関する法律改正が行われ、昨年度から本格的に施行されることになり、バス業界としてもこれらの施策の円滑な実施に向けて着実に取り組む必要がある。

このような中で、石川県バス協会は、公益目的事業を通じて、社会的責任を果たすべく地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス輸送を振興するため、バス輸送の安全の確保、人と環境にやさしいバス普及のための調査、研究、助成等を実施します。

とりわけ、バス事業にとって最重要課題である安全の確保については、軽井沢スキーバス事故を受けて策定された「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の実効ある取り組みが求められており、日本バス協会と協調して安全・安心な輸送サービスの提供に努めます。

このため、令和2年度は、次の各事項を重点に会員事業者とともにバス事業を巡るこれらの情勢や諸課題に対処し、バス事業の発展を図ることとします。

記

1. バス事業関係諸制度及び関係予算・税制等への対応

- (1) 地域公共交通活性化再生法等に基づき、地域交通のあり方について地方公共団体が中心となって、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築して、「地域公共交通網形成計画」を策定し、「地域公共交通再編実施計画」として国交省より認定を受ける運びになっているものの、石川県内で策定されたのは3市町のみ状況である。今後も乗合バス事業が引き続き地域公共交通の中で重要な役割を果たし、路線の維持や再編等が円滑に進み地域の期待に応えられるよう、日本バス協会と協調して取り組みます。

- (2) バス関係予算・税制について、令和2年度の持続可能な地域公共交通ネットワークの実現予算は、204億円（前年度220億円）の内数、自動車運送事業の安全総合対策事業予算は、8.74億円（前年度9.9億円）、地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車の普及促進予算は、5.12億円（前年度5.3億円）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業予算は、5.41億円（前年度5.48億円）、公共交通利用環境の革新予算（国際観光旅客税を充当）は44億円となっている。

今後も日本バス協会とともに他の自動車関係団体と適時協調して、安全対策予算の大幅充実や営自格差等現行税制特例の堅持等関係税制の負担軽減措置が図られるよう適切に対応します。

2. 環境対策の推進

- (1) 地球温暖化ガスの削減及び大気環境の改善に資するため、日本バス協会とともに次の諸活動を行います。
- ① 日本バス協会が策定した「バス事業における低炭素社会実行計画」に基づく諸対策や「バスの環境対策を強化する月間」の実施による自動車点検整備推進運動、エコドライブ運動の推進
 - ② 日本バス協会と協調助成し、環境にやさしいバス・安全なバスへの代替促進
- (2) 石川県からの「全国不正軽油撲滅強化」及び国土交通省からの「不正改造車排除強化」に対する広報活動等に積極的に協力します。

3. 交通バリアフリー対策の推進

- (1) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画を受けて、一昨年バリアフリー法が改正され、昨年度から施行されている。公共交通事業者にはこれまでのハード面に加え、障害者に対する介助支援や職員への教育等のソフト対策についても取り組むこととなった。
- 貸切バスが新たに法律の対象となり、リフト付きバスを導入する場合は、バリアフリー基準に適合した車両の導入が義務化されている。
- 新たな取り組みが円滑に実施できるよう周知に努めます。
- (2) 「移動円滑化基準」に適合した人にやさしいバスへの代替促進を図るべく日本バス協会と協調助成を実施するとともに国の認定した標準仕様ノンステップバスの普及促進に努めます。
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づく、障害者差別解消関係協議会に参画するなど普及啓発に努めます。

4. 安全輸送対策の推進

- (1) 国の「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき日本バス協会が策定した「バス事業における総合安全プラン2020」に関する各種安全対策について、委員会等を開催し情報提供に努めるとともに、関係安全対策会議に参画し事故防止の取り組みを推進します。
- (2) 軽井沢スキーバス事故を受けての「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に関する各種通達やガイドライン等について、全項目の取り組みが徹底するよう継続周知に努めます。
- (3) 運輸安全マネジメント制度における各種セミナー・講習会等について、情報提供に努めるとともに受講に対する助成を実施します。

- (4) (公財)運行管理者試験センターの運営に参画し、その業務の適切な執行に協力します。
- (5) 日本バス協会の「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう引続き周知徹底に努めます。
- (6) バス事故の3割を占める車内事故防止に資するため、日本バス協会と協調し「車内事故防止キャンペーン」について地方自治体等の広報掲載の要請を行うとともに、バス利用者に対する「ゆとり乗降」の啓発及び運転者に対する「ゆとり運転」の推進による安全運行の徹底を図ります。特に、大きな割合を占める発車時の車内事故防止について、引続き重点的に取組みます。

また、シートベルトの着用について、リーフレットによる啓発やバス出発時の案内等に加え、旅行業界にも協力要請し着用の徹底を図ります。
- (7) バスジャック、テロ対策等、危機管理対策に万全を期するため、日本バス協会の「バスジャック統一マニュアル」及びテロ対策通達について、引続き周知に努めるとともに、必要に応じて関係機関と合同で訓練を実施し、取り組み強化を図ります。
- (8) 大規模な地震等災害に対処するため、日本バス協会が作成した「大規模災害基本対応マニュアル」の周知及び国、地方公共団体とも協力連携して災害時の危機管理や安全防災対策の強化を図ります。

5. 走行環境及び輸送サービスの改善

- (1) 都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境改善と利用促進を図るため、公共車両優先システム(PTPS)、バス専用レーンの拡充、交差点信号の改良などバス優先・安全対策の拡充及び幹線道路における違法駐車対策の継続強化について、関係行政機関に働きかけを行います。
- (2) 駅前広場、バスターミナル、パークアンドバスライド駐車場等と他の交通機関との結節点の施設整備、金沢駅西広場団体バス乗降場の安全で円滑な運用、観光施設に付随した観光バス駐車場(乗降場)の拡充確保について引続き関係機関に働きかけを行います。

6. インバウンド(訪日外国人旅行者)の振興

- (1) 訪日外国人旅行者の利便向上等を目指し、急増している外国人旅行者への案内・表記に対する支援等を要請するなど日本バス協会が策定した「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」の実施に向けて適切に対応します。

7. 貸切バス事業振興策の推進

- (1) 「旅行業とバス事業の連携による安全運行等に関する石川連絡協議会」を定期的開催するとともに、「安全運行パートナーシップ宣言」の遵守等、両業界の連携強化による貸切バス事業の振興に努めます。
- (2) 貸切バス事業における新運賃・料金制度について、日本バス協会等と協調して引き続き制度の定着に向けた取り組みに務めるとともに、地方自治体及び旅行業界等の関係機関に対して更なる周知に努めます。
- (3) 利用者が安心して利用できる貸切バスを目指した日本バス協会の「貸切バス事業者の安全性評価認定制度」について、認定取得事業者の拡大と制度の更なる周知に努めます。

また、同認定制度に関する事業者への訪問審査についても、積極的に協力します。

8. 労働問題への対応

- (1) 働き方改革関連法令の改正により、2024年度から運転者の残業時間が上限960時間以内に規制されることを踏まえて、日本バス協会が策定した「バス事業における働き方改革実現のためのアクションプラン」の実施に向けて、中間年の2021年度には1,000時間以内とする中間目標に向けて取り組むとともに、運転者の年間総実労働時間の短縮及び適切な労務管理実施のための活動や労使交渉に関する連合・私鉄総連等の情報提供を行うなど労働問題に適切に対応します。
- (2) バス運転者確保対策における大型二種免許取得に関する日本バス協会や厚生労働省の助成金活用等の情報を会員事業者へ提供するとともに、関係機関会議等への参画など関係団体と協調して適切に対応します。

9. 運輸事業振興助成交付金事業の推進

- (1) 運輸事業振興助成交付金事業として、次の事業を積極的に推進します。
 - ① 安全運行の確保事業
運転者適性診断・運行管理者一般講習・運輸安全マネジメント認定セミナー・睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査・脳健診（脳ドック・脳MRI健診）・ドライブレコーダー導入・アルコール検知器導入・大型二種免許取得養成・運転者安全研修・貸切バス適正化機関負担金に対する助成事業、運転者安全講習会及び優良運転者認定式、交通安全運動等広報活動等
 - ② 輸送サービス改善事業
日本バス協会に協調した人にやさしいバス導入に対する助成事業、バス停留所・待合所等の整備に係る施設整備費助成事業、「バスの日」関連事業を中心としたキャンペーン活動等
 - ③ 環境対策事業
日本バス協会に協調した環境にやさしいバス・安全なバス導入や地方路線バス及び貸切バスの車両更新（中古車購入）に対する助成事業等
- (3) 日本バス協会の中央事業について、会員事業者に対する「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」、「大型二種免許取得養成助成事業」の実施に関し、所定の手続きを行います。

10. 新型コロナウイルス感染症への対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、運送需要が大幅に減少し、経営の危機に瀕している中、公的各種支援を受けるため日本バス協会では貸切関係として4月10日に、乗合関係として5月12日に国及び与党議員へ要望しているところで、当協会においても5月22日に石川県に対し要望しております。引き続き各方面への支援要望を行っていきまので、各事業者におかれましては、事業継続のために国県市町の各種支援制度を活用していただけるよう情報共有等行っていきます。
- (2) 新型コロナウイルス感染症は6月頃から収束傾向にあることから、国、県等では景気のV字回復に向けた観光需要拡大の取組「Go.To.キャンペーン」を大々的に実施されることから、今後の運送需要回復に期待し、その情報収集等積極的に行っていきます。

11. 優良運転者認定制度の推進

平成17年度に設立した制度を活用して、認定者の拡大による安全意識の高揚に努めます。

12. 広報活動の推進等

当協会のホームページの情報内容の拡充及び更新を逐次実施し、バス業界の取り組み及び会員情報等広汎な情報提供を行います。

また、9月20日の「バスの日」におけるバス利用促進キャンペーン等、諸行事の情報発信に努めるとともに、新聞等を通じてバスへの親しみとバス事業への理解を深めてもらうための広報活動も積極的に推進します。

以上、令和2年度事業計画の実施にあたり、資金の借入れ及び設備投資の予定はありません。